

I	グランドハンドリング
I01	空港制限区域内における事故防止について
I01-1	全ての空港において、タイヤガード未設置の PBB については、可及的速やかに設置すること。 また、東京国際空港における今年度の設置計画を開示すること。
I01-2	厚生労働省の救急蘇生法の普及啓発により、国の合同庁舎等にも AED（自動体外式除細動器）の設置がすすめられていることなどを踏まえてランプ内に AED を設置すること。
I01-3	作業員の安全確保の観点からも、制限区域内の作業車両の排気ガスが、環境省の基準に満たされているのかを調査し、その分析結果を開示すること。また、満たされていないのであれば、その車両がどのタイプで今後どのような対策を講じていくのかを開示すること。
I01-4	到着旅客のクリーンエリアへの逆流防止の為、手荷物受取りの有無に係わらず、導線を統一すること。
I01-4-(1)	手荷物を引き取らずにロビーに出てしまったお客様が、手荷物を受取りに逆流しようとしてくるので、到着ロビーの職員が一人々の対応をしながら手荷物を引き渡している。
I02	貨物・郵便の安全について
I02-1	航空貨物利用運送事業者や郵便事業者に対しても、航空の危険品輸送に関する一般教育や安全教育訓練を十分に実施するように指導し、未然に無申告危険物が搬入されないような体制を構築化すること。